

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 林 洋 行
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 金 成 光
(コード番号 8742 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 業 務 本 部 長 大 丸 直 樹
(TEL 03-3664-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 当社グループの事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加・変更するものであります。

(3) 当社の現状に則し、現行定款第 24 条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (10) (条文省略) (新 設) <u>(11) 会員制ゴルフコースの会員募集の受託</u> <u>(12) ゴルフ用具の販売</u> <u>(13) ~ (17) (条文省略)</u> (新 設) (18) 前各号に附帯する一切の業務 第3条~第6条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) 第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (10) (現行どおり) <u>(11) ゴルフ場の経営</u> (削 除) (削 除) (12) ~ (16) (現行どおり) <u>(17) 太陽光発電システム、オール電化システムの販売及び工事</u> <u>(18) 家電製品、環境関連商品の販売</u> (19) (現行どおり) 第3条~第6条 (現行どおり) (削 除) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 14 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第 13 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 25 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。</u></p>